

④ 特定目的会社及び投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

別表十(十) 平二十四・一・十以後終了事業年度分

I 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

配当の額の計算	利益の配当の額	1	円	特定社債の発行がある場合の調整	特定社債の当期末残高	14	円	
	みなし配当の額	2			$(14) \times \frac{5}{100}$	15		
	配当の額 (1) + (2)	3			期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	16		
配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4			$(15) - (16)$	17		
	前期繰越損失の額	5			当期に償還した特定社債の額の合計額	18		
	減損損失の額	6			特定譲渡等により調達された金額のうち特定社債の償還に充てられた金額	19		
	$(6) \times \frac{90}{100}$	7			$(18) - (19)$	20		
	配当可能利益の額 (4) - (5) - (7)	8			損金の額に算入される減価償却費の額	21		
	(特定社債の発行がある場合には、(8)-(23)) (マイナスの場合は0)	9			$(20) - (21) \times 2$ (マイナスの場合は0)	22		
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10			特定社債の発行がある場合の調整額 (17) + (22)	23		
(3)が(10)を超える場合の(3)の額	11							
所得金額総計 (別表四「37の①」)	12							
支払配当の損金算入額 (11)と(12)のうち少ない金額	13							

II 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

配当等の額の計算	金銭の分配の額	24	円	配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	34	円
	みなし配当等の額	25			前期繰越損失の額	35	
	小計 (24) + (25)	26			負ののれん発生益の額	36	
	利益超過分配金額	27			減損損失の額	37	
	配当等の額 (26) - (27)	28			$(37) \times \frac{90}{100}$	38	
	配当可能利益の額 (43)	29			控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算金額 (47)の計又は(50)の計	39	
	$(29) \times \frac{90}{100}$	30			差引計 (34) - (35) - (36) - (38) + (39) (マイナスの場合は0)	40	
(26)が(30)を超える場合の(28)の額	31		利益超過分配金額 (27)	41			
所得金額総計 (別表四「37の①」)	32		出資総額戻入金額	42			
支払配当の損金算入額 (31)と(32)のうち少ない金額	33		配当可能利益の額 (40) + ((41) - (42))	43			

控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算

負ののれん発生益の発生事業年度	負ののれん発生益の額	$(44) \times \frac{\text{当期の月数}}{1,200}$	前期までの加算額の累計 (前期までの(45)の累計)	当期加算額 (45)と(44)-(46)のうち少ない金額	不動産投資法人の特例		
					特定合併により移転を受けた土地等の合併時価額の総額	(48)のうち当期に譲渡又は消滅をした土地等の合併時価額	当期加算額 (44) × $\frac{(49)}{(48)}$
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
計							

別表十（十）の記載の仕方

1 特定目的会社の支配配当の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項（定義）に規定する特定目的会社が措置法第67条の14第1項（特定目的会社に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「所得金額総計¹²」（別表四「37の①」）¹²には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の3第1項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「37の①」の金額を記載します。

2 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項（定義）に規定する投資法人が措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「所得金額総計³²」（別表四「37の①」）³²には、震災特例法第18条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「37の①」の金額を記載します。
- (3) 「不動産投資法人の特例」の各欄は、措置法規則第22条の19第5項（投資法人に係る課税の特例）の規定する不動産投資法人が同条第4項の規定の適用を受ける場合に記載します。